

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年10月19日

【会社名】 株式会社大運

【英訳名】 DAIUN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 健一

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町一丁目10番10号

【電話番号】 (06)6532局4101番

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理副本部長 吉野 弘一

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町一丁目10番10号

【電話番号】 (06)6532局4101番

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理副本部長 吉野 弘一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 468,464,480円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大運 神戸支店
(神戸市東灘区向洋町東三丁目)
株式会社大運 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内一丁目4番12号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,711,612株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1 平成21年10月19日開催の取締役会の決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	11,711,612株	468,464,480	234,232,240
その他の者に対する割当			
一般募集			
計(総発行株式)	11,711,612株	468,464,480	234,232,240

(注) 1 株主割当の方法によります。平成21年11月16日(月)最終の株主名簿に記録された株主に対しその所有株式数につき1:0.2(所有株式1株につき0.2株)の割合をもって新株式を割り当てます。割当の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

- 2 「発行数」、「発行価額の総額」および「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少致します。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
40	20	1株	平成21年12月3日(木)から 平成21年12月15日(火)まで	1株につき 40	平成21年12月22日 (火)

(注) 1 申込方法は、申込期間内に株式申込証に申込証拠金を添えて、後記、申込取扱場所に申し込むものと致します。

- 2 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当致します。
3 申込証拠金には利息をつけません。
4 申込期間内までに株式の割当を受ける権利を有する株主が所定の申込みをしないときは、当該株主は株式の割当を受ける権利を失い、当該株主への新株式の割当は行いません。失権株式については、募集を打ち切り再募集は致しません。
5 新株式に対する配当起算日は、平成21年11月17日と致します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行堂島支店	大阪市北区堂島一丁目6番20号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行堂島支店	大阪市北区堂島一丁目6番20号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
468,464,480	17,000,000	451,464,480

(注) 発行諸費用の概算額には消費税等は含みません。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額451,464,480円は、全額運転資金に充当する予定であります。

- ・ 荷主が支払うべき海上運賃・関税・消費税などの立替金のための資金として 300,000,000円
(売上高増加に伴い、発生する荷主が支払うべき立替金は業務上必要不可欠であり、この立替金の金額が当社の業容拡大に直結しております。)
- ・ 業容拡大に伴う営業原価(荷役費用等)の支払い資金として 100,464,480円
(法令遵守「下請代金支払遅延防止法」による売掛金回収前の早期支払が必要であります。)
- ・ コンテナヤードの確保等のための費用(施設使用料)として 51,000,000円

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 株主割当増資について

当社は、平成21年3月期において減収減益という結果に終わり、今期以降は固定費の大幅な削減を断行し、また原価についても改善を図り、業績の回復のための布石を打って参りました。

こうした中、今後の業容拡大のためには、売上高増加に伴って発生する荷主が支払うべき海上運賃・関税・消費税などの立替金の負担に対応するため、また競業他社との差別化のため新たな付加価値商品提供のため、加えて事業効率向上のためのコンテナヤードの確保等のために資金を必要としております。それには収益性の面からも極力社債、借入金に頼らず当社の事業計画につきご理解いただける方々を対象とした株主割当増資により資金調達をしていくことと致しました。

資金使途につきましては、全額を運転資金として、海上運賃等の立替金、業容拡大に伴う営業原価(荷役費用等)およびコンテナヤードの確保のための費用に充当する予定であります。

2 事業等のリスクについて

第四部組込情報に記載の有価証券報告書(第89期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後(平成21年6月26日提出)、本書提出日(平成21年10月19日)までの間において変更は生じておりません。

なお、当該「事業等のリスクについて」に記載した将来に関する事項は、本書提出日(平成21年10月19日)において当社が判断したものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成20年4月1日 (第89期) 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 自 平成20年4月1日 (第89期) 至 平成21年3月31日	平成21年8月12日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 自 平成20年4月1日 (第89期) 至 平成21年3月31日	平成21年10月15日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第 90 期 自 平成21年4月1日 第 1 四半期 至 平成21年6月30日	平成21年8月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社大運
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

代表社員 公認会計士 奥村 隆志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大運の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び付属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大運の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月26日開催の定時株主総会において、法定準備金の減少について決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社 大運
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 奥村 隆志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大運の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大運の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表の作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は、当第1四半期会計期間から、顧客である荷主が支払うべき海上運賃、関税及び消費税の当社立替額を営業収入と営業原価に両建計上する方法から両建計上しない方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社大運
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

代表社員 公認会計士 奥村 隆志
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大運の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大運の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から、顧客である荷主が支払うべき海上運賃、関税及び消費税の当社立替額を営業収入と営業原価に両建計上する方法から両建計上しない方法に変更した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大運の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社大運が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社 大運
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 奥村 隆志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大運の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第90期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大運の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。